



基本的な注意

- クレーンは、決められた運転者以外の人が運転することはできません。
有資格者は、つぎのとおり定められています。
 - 吊上げ荷重5トン未満のクレーンは、クレーン運転業務特別教育修了者。
 - 吊上げ荷重5トン以上のクレーンは、クレーン運転士免許証保有者。
- 運転者は、自己の修了証または免許証を必ず携帯してください。
また、吊上げ荷重3トン以上のクレーンの場合、クレーン検査証を確認してください。
- クレーンの性能、機構をよく理解し、ムリな運転は絶対にしてはいけません。
- クレーンに定格荷重をこえる荷重をかけてはいけません（後記ク則第23条参照）。
- 指定されたジブの傾斜角の範囲をこえてジブを起伏させてはいけません。
- 安全装置を働かないようにして、運転作業をしてはいけません。
- 荷を吊ったまま運転位置から離れてはいけません。
- 運転中は、常に玉掛合図者の合図を「反復呼称」で確認したのち運転作業を始めます。
- 顧客の作業所内での行動は、必要最小限度に安全通路を確認し通行してください。

作業開始前の注意

- 顧客の作業所責任者またはご担当者から当日の作業指示事項、前日からの引継ぎ事項を確認してください。
- クレーンを安全に運転できるかどうかを点検し、その結果を「点検報告書（作業前開始前）」に記入してください。
点検項目は、つぎのとおりです（ク則第36条および第39条参照）。
 - クレーンの外観の異常（傾き、曲り、凹み等）はないか、ガタツキはないか。
 - 昇降装置の固定（上部ロックピン、下部ロックピン等）は正常か。
 - ワイヤロープの損傷、摩耗、乱巻はないか。経路の状態はよいか。シーブから外れていないか。
 - 根元ジブピン、ガイサポート上部シーブのブッシュ部、旋回環等の給油、減速機の油量はよいか。油もれはないか。
 - 各ブレーキ、クラッチの作動および操作レバー、スイッチの作動は正常か。
 - 巻上、起伏、旋回、横行モーター、ギアの異音、異臭はないか。
 - 巻上、起伏、旋回、横行リミット・スイッチの作動は正常か。
 - 電流、電圧、クラッチ電圧、油圧、油量、風速、揚程等の計器の作動は正常か。
 - 水平ステー、固定キャンバーにガタツキ、欠落等の異常はないか。
 点検の結果、異常を発見した場合、その原因を調べ、修理または調整が可能な場合は、自ら修理または調整を行う。できない場合は、顧客の作業所責任者またはご担当者へ報告してください。
- 玉掛合図者と当日の作業内容・手順、安全上の注意事項を確認してください。

運転時の注意

- クレーンの起動、停止は、急激に行なわず、できるだけ滑らかに行なってください。クレーンや吊り荷に大きな動揺を与える運転をしてはいけません。
- 非常時には、まず非常停止をかけてから対処してください。
- クレーン各部から異常な音、発熱、振動、臭気などを感知したときは、直ちに運転作業を中止し、顧客の作業所責任者またはご担当者へ報告し指示を受けてください。
- 地震を感知したときは、直ちに運転作業を中止し、操作スイッチまたはコントローラーを停止の位置にもどし、メイン・スイッチを切って地震が収まるのを待ちます。

- 風速30m/sec以上の風が吹いた後または震度4以上の地震があった後に作業を行なうときは、予めクレーン各部の異常の有無を点検してください（ク則第37条、第39条および参考資料「クレーン暴風対策ガイド」参照）
- 運転作業中停電したときは、操作スイッチまたはコントローラーを停止の位置にもどし、メイン・スイッチを切って、送電を待ちます。
- つりワイヤロープを、地面に曳きつったり、地面に横たえたりしてはいけません。
- 吊り荷の横引、斜め吊り、運転作業中の雑談、わき見運転等は絶対にしてはいけません。
- 吊り荷の下に人がいるときまたは人の頭上を通過するときは、警報ブザーを鳴らして、立ち去るように注意してください。
- 運転者は、クレーンから離れるときは、電源を切って全操作をロックしてください。
- 風速30m/sec以上の暴風時には、顧客の作業所責任者またはご担当者の指示を受けて必要な対策を実施します。
また、つぎのことを実行してください。
 - 電源を切ってください。
 - クレーン周辺に障害物がある場合は、ご担当者の指示に従い、ジブ先端および後部をワイヤロープで固定します。
 - クレーン周辺に障害物がない場合は、ジブを40～45度にし、および旋回ブレーキを解除し旋回をフリーにします。
 - 運転室の扉および窓を密閉すること。
 - 走行台車または走行装置については、逸走防止のための必要な措置を行なうこと。

作業終了時の注意

- ジブおよびフックを所定の位置にもどしてください。
- 操作スイッチまたはコントローラーを停止の位置にもどし、電源を切ってください。また、航空障害灯のスイッチを入れ、点灯していることを確認してください。
- クレーン各部の異常の有無を点検し、気づいたことを顧客の作業所ご担当者へ知らせます。
- 必要な箇所へ給油してください。
- 運転室の鍵をかけてください。
- 「業務日報」につぎの事項を記入し、顧客の作業所ご担当者へ提出し承認を受けてください。
記入事項は、つぎのとおりです。
 - 業務内容（1日の運転作業の種類や量）
 - 作業開始前点検の実施の有無
 - 摘要（引継ぎ事項その他クレーン各部の作動状態、クレーン各部の異常の有無）
- 走行台車または走行装置については、アンカーおよびレール・クランプをセットしてください。

参考条文：クレーン等安全規則（ク則）

第23条（過負荷の制限）

事業者は、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

- 前項の規定にかかわらず、事業者は、やむを得ない事由により同項の規定によることが著しく困難な場合において、次の措置を講ずるときは、定格荷重をこえ、第6条第3項に規定する荷重試験でかけた荷重まで荷重をかけて使用することができる。
 - あらかじめ、クレーン特例報告書（様式第10号）を所轄労働基準監督署長に提出すること。
 - あらかじめ、第6条第3項に規定する荷重試験を行ない、異常がないことを確認すること。
 - 作業を指揮する者を指定して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。
- 事業者は、前項第2号の規定により荷重試験を行なったとき、及びクレーンに定格荷重をこえる荷重をかけて使用したときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。